
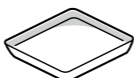



プラスチック類の分別変更

分別	現在の分別 (3月31日まで)	新しい分別 (4月1日から)
可燃ごみ	やわらかいプラスチック レトルトパック類、菓子や 冷凍食品の袋など	汚れの取れないプラスチック類 レトルトパック類、マヨネーズや油の容器、 わさびや歯みがき粉のチューブなど ※水ですすぐなどして汚れが落ちれば資源です。 ご協力をお願いします
不燃ごみ	かたいプラスチック ソース・油などの容器、 バケツ、洗面器など	「プラマーク」のないプラスチック類 ポリバケツ、洗面器、まな板、プランターなど
資源 (プラスチック類)	ペットボトル、「プラマーク」のある トレイ・プラスチック ※水ですすぐなど、きれいにしてお出してください	  

資源(プラスチック類)の出し方 使用するのは不燃ごみの袋です

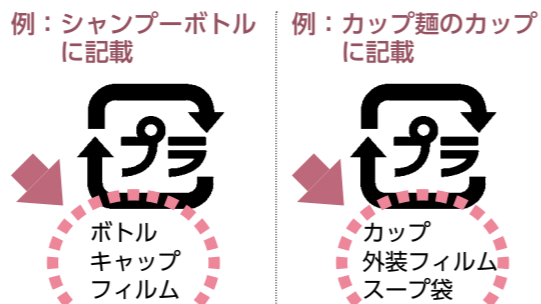
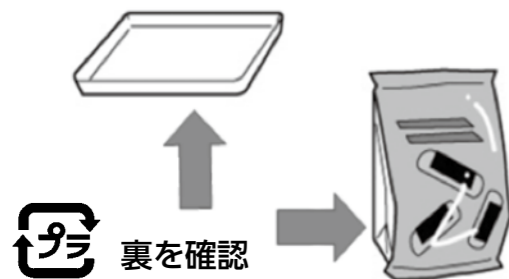
- ① キャップ・ラベルを取る(ペットボトルなどの場合)
 - ② 水ですすぐ
 - ③ 不燃ごみの指定袋へ全部一緒に入れてごみに出す
※ペットボトルのキャップ・本体・ラベル、プラマークのある容器(トレイ・卵のパックなど)は、全部一緒に入れます。ペットボトルのキャップ・ラベルは本体からはずして入れてください
- ◎プラマークが付いている容器は、汚れが落ちていれば、資源(プラスチック類)として出せます



捨てる前に確認 「プラマーク」 は、こんなところにも付いています

トレイやパッケージの裏面に記載

容器の一部にまとめて記載



ペットボトルや「プラマーク」のあるプラスチック類は汚れを落とし、できるだけ「資源(プラスチック類)」で出して、ごみの量を減らしましょう

4月1日から

ごみの分別などが変わります

☎ 廃棄物対策課 Tel.0299-90-1148

2020年度から建設が進められていた新しい可燃ごみ処理施設(鹿島共同可燃ごみクリーンセンター)が4月1日に本格稼働することに伴い、ごみの処理方法が変わるため、可燃ごみ・不燃ごみの分別が一部変更になります。そのほかにも、効率的なごみ処理やリサイクル推進のための分別変更を行ないますので、ご協力をお願いします。

ごみを出す前に、ごみの分別ガイドブックをご確認ください

ごみの分別方法は、昨年11月25日～12月19日に、ご自宅の郵便受けなどに全戸配布したごみの分別ガイドブック(令和6年4月版)を確認してください。

お手元がない場合は、廃棄物対策課(本庁舎)や市民生活課(波崎総合支所)、公民館などの一部公共施設で配布していますので、ご利用ください。また、市ホームページでも入手可能です。



神栖地域用
(桃色・ピンク)

波崎地域用
(青色・ブルー)



分別が可燃ごみに変更となるもの

- ゴム・皮革類(バッグ、ランドセル、くつ、ボール、ゴム手袋、長ぐつ、スリッパ、雨カッパなど)
- 木材(長さ50cm以下、太さ20cm以下のもの)
※太さの制限が10cm以下→20cm以下に変わります
- 竹、竹製品(長さ50cm以下にして縦に割ったもの)
- ビニール類
- スポンジ類
- 縄やロープなどひも状のもの
- 保冷剤などジェル状のもの
- 資源とならない繊維類(汚れた衣類、マット類、座布団類、ぬいぐるみ、綿の入ったもの)
- その他(アルミホイル、貝殻、ビデオテープ、CD、乾燥剤、芳香剤、使い捨てカイロ、ホース、花火(濡らして出す)など)



可燃ごみを出す際の大きさの制限

大きめや長めの可燃ごみを出す際は、切ったり束ねたりして長さ50cm以下、太さまたは厚さを20cm以下にして出してください。(木材、竹、ロープ、ホースなど)

大きさの制限を超えると、処理施設の投入口に詰まったり燃え残ったりして、最悪の場合、施設を停止させることになります。